

## 技術審査資料作成要領

委託名称 大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）増築工事基本・実施設計その他業務

1. 委託概要 「大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）増築工事基本・実施設計その他業務総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）のとおりとする。

### 2. 技術審査資料の提出

- (1) 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書提出時の技術審査資料にて表1の項目を 3.(1)に定める総合評価点の対象とする。なお、技術審査資料は、別紙「提出書類について」の留意事項 ならびに各様式の記載事項に沿って作成し、郵送等にて提出すること。
- (2) 技術審査資料における評価基準は3. 評価方法及び基準による。
- (3) 入札参加資格に係る事項で提出書類に記載不備や添付書類の不足等がある場合は、失格とする。
- (4) 入札参加資格に係る事項以外で提出書類に記載不備（〇印を含む）や添付書類の不足等がある場合は、当該評価項目は評価の対象としない。詳細は3(4)イでそれぞれ示す。
- (5) 契約実績に係る証明書（様式第4号）を用いるときは、受注者の欄に入札参加者の記名押印をし、発注者の記名押印の受領を忘れないこと。記名押印がない場合、当該資料の提出がなかったものとする。
- (6) 提出書類の記載内容に虚偽内容が認められた場合又は、事実と異なることが判明した場合は失格とし、申請者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

表1 技術審査資料において総合評価点の対象となる項目等

評価項目	評価事項
① 企業の実実施設計業務実績	契約実績調書（様式第2号）による
② 配置予定管理技術者の一級建築士取得後の年数	配置技術者調書（管理技術者）（様式第3-1号）による
③ 配置予定主任技術者（意匠）の資格及び資格取得後の年数	配置技術者調書（意匠主任技術者）（様式第3-2号）による
④ 配置予定主任技術者（構造）の資格及び資格取得後年数	配置技術者調書（構造主任技術者）（様式第3-3号）による
⑤ 配置予定主任技術者（電気）の資格及び資格取得後の年数	配置技術者調書（電気主任技術者）（様式第3-4号）による
⑥ 配置予定主任技術者（機械）資格及び資格取得後の年数	配置技術者調書（機械主任技術者）（様式第3-5号）による
⑦ 配置予定管理技術者の実施設計業務の実績	配置技術者調書（管理技術者）（様式第3-1号）による
⑧ 配置予定主任技術者（意匠）の実実施設計業務の実績	配置技術者調書（意匠主任技術者）（様式第3-2号）による
⑨ 配置予定主任技術者（構造）の実実施設計業務の実績	配置技術者調書（構造主任技術者）（様式第3-3号）による
⑩ 配置予定主任技術者（電気）の実実施設計業務の実績	配置技術者調書（電気主任技術者）（様式第3-4号）による
⑪ 配置予定主任技術者（機械）の実実施設計業務の実績	配置技術者調書（機械主任技術者）（様式第3-5号）による

### 3. 評価方法及び基準

#### (1) 評価方式

本件は、入札参加者の「入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る）」と「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」を、3. (2)により算出した数値（以下、「総合評価点」という）により落札者を決定する総合評価落札方式を採用する。ただし、以下の条件に該当する者を落札者とするとはできない。

- ・入札説明書その他本件関係資料に定める失格要件に該当する者
- ・入札書ならびに技術審査資料等が無効と判断された者

#### (2) 総合評価点の算出方法

総合評価点は、次の計算式により算出する。

$\text{総合評価点（小数点第5位以下を切り捨て）} = (\text{技術評価点}[\ast 1] \div \text{入札価格}) \times 10,000,000$ $\ast 1 \text{ 技術評価点} = \text{基礎点（100点）} + \text{加算点（30点）}$
---

#### (3) 総合評価による審査について

本件では、以下により審査を行う。

- ア 入札参加資格確認申請書等の提出後、表2に示す[基礎点及び技術審査資料における評価基準項目・加算点]に準じて、各入札参加者の「基礎点及び加算点」を算出し、定める。当該加算点を定めるにあたっては、入札参加資格確認申請書等提出時に各申請者より提出された「技術評価加算点自己採点表」を精査・確認（検算）の上、定めるものとする。採点に差異がある場合は申請者に確認することがある。
- イ 入札書開札後、各入札参加者より提出された入札書記載金額と、「基礎点及び技術審査資料による加算点」を3. (2)に規定する算出式に代入し、各入札参加者の総合評価点（小数点第5位以下を切り捨て）を算出する。
- ウ 入札説明書 24 の規定に基づき、落札者を決定する。

#### (4) 評価基準

基礎点と加算点の合計点をもって技術評価点とする。基礎点は入札参加資格を満足する場合に配点する。加算点は、評価基準により企業の技術力及び配置予定技術者の技術力を評価し、加算する。

ア 評価項目と配点【技術評価点 130 点】

基礎点及び提出された技術審査資料（様式第2号、様式第3-1号～3-5号）に基づき評価する。

表2 基礎点及び技術審査資料における評価基準項目・加算点

評価項目		配点	
基礎点 (100点)	入札参加者の実績及び配置予定技術者の資格等が入札参加資格を満足している		
加算点 (30点)	A 企業の技術力		
	B 配置予定技術者の 技術力	①実施設計業務の実績	7点
		②管理技術者の一級建築士取得後の年数	3点
		③主任技術者（意匠）の資格及び資格取得後の年数	3点
		④主任技術者（構造）の資格及び資格取得後の年数	1点
		⑤主任技術者（電気）の資格及び資格取得後の年数	1点
		⑥主任技術者（機械）の資格及び資格取得後の年数	1点
	B-2 配置予定技術者の 実施設計業務の実績	⑦管理技術者の実績	4点
		⑧主任技術者（意匠）の実績	4点
		⑨主任技術者（構造）の実績	2点
		⑩主任技術者（電気）の実績	2点
⑪主任技術者（機械）の実績		2点	

イ 加算点の評価内容と点数表

**A 企業の技術力【7点】**

① 実施設計業務の実績

入札参加者の過去の実実施設計業務1件の実績を[別表1][別表2]により評価する。

【評価点の算出方法】

[別表1]の配点×[別表2]の配点に対する乗率にて算出する。(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までとする。)

なお、設計JVの場合は、建築設計担当企業の実績による点数、設備設計担当企業の実績による点数をそれぞれで算出し、その和を2で除した値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までとする。）とする。

【実績の条件】

- a. 実績は平成10年4月1日から平成25年3月31日までに実施設計業務を完了したもの（設計JVとしての実績は除く。実績は本店支店を問わない。設計JVの設備設計担当企業は元請けでの業務実績、又は元請けからの下請けとしての業務実績であること。）
- b. 用途：国内の病院における病床200床以上の新築、改築又は増築とする（改築、増築の場合は当該部分の病床数が200床以上あること）
- c. 構造：RC造、S造またはSRC造のもの

[別表 1] 施設規模

	実績の規模	配点	
		大学病院又は 総合周産期母子医療センター 指定病院	左記以外
実施設計業務の 実績	国内の病院において、病床 400 床以上の新築、改築又は増築工事の実績がある	7 点	3.5 点
	国内の病院において、病床 300 床以上の新築、改築又は増築工事の実績がある	4.2 点	2.1 点
	国内の病院において、病床 200 床以上の新築、改築又は増築工事の実績がある	1.4 点	0.7 点

※ 病床数について、改築、増築の場合は当該部分の病床数であること。

※ 大学病院は、大学設置基準第 39 条による付属病院とする。医学部、医学科を持つ大学（防衛医科大学校を含む）の病院を対象とし、歯学部、薬学部、健康医療学部等のみの大学の付属病院及び歯学部付属病院、リハビリテーション病院、温泉病院、サナトリウムは除く。

※ 総合周産期母子医療センターの実績については、設計実績対象施設が入札参加資格確認申請書提出時までに指定を受けていること。なお、入札参加資格確認結果により、大学病院、総合周産期母子医療センターに該当しないときは[別表 1]の左記以外欄の配点とする。

※ 実施設計業務実績の確認ができる書類を添付すること。

[別表 2] 設計地域

実績の地域	配点に対する乗率
大阪府内	1.0
大阪府外	0.8

## B 配置予定技術者の技術力

### B-1 配置予定技術者の資格及び資格取得後の年数

配置予定技術者の資格及び資格取得後の年数について②～⑥の表により評価する。  
資格取得後の年数に記載不備がある場合は配点を0点とする。

#### ②管理技術者の一級建築士取得後の年数【3点】

管理技術者の一級建築士資格取得後の年数	配点
13年以上	3点
8年以上～13年未満	2.4点
5年以上～8年未満	1.5点
3年以上～5年未満	0.9点
3年未満	0点

※保有する資格の資格者証等の写しを添付すること。

#### ③主任技術者（意匠）の資格及び資格取得後の年数【3点】

主任技術者（意匠）の一級建築士 資格取得後の年数	配点	
	保有資格	
	一級建築士 （※医業経営コンサルタント資格保有）	一級建築士
13年以上	3点	2.7点
8年以上～13年未満	2.4点	2.16点
5年以上～8年未満	1.5点	1.35点
3年以上～5年未満	0.9点	0.81点
3年未満	0点	0点

※保有する資格の資格者証等の写しを添付すること。

※医業経営コンサルタント資格の証明に不備がある場合は当該資格への配点をしない。

#### ④主任技術者（構造）の資格及び資格取得後の年数【1点】

主任技術者（構造）の一級建築士 資格取得後の年数	配点	
	保有資格	
	一級建築士 （※構造設計一級建築士資格保有）	一級建築士
13年以上	1点	0.8点
8年以上～13年未満	0.8点	0.64点
5年以上～8年未満	0.5点	0.4点
3年以上～5年未満	0.3点	0.24点
3年未満	0点	0点

※保有する資格の資格者証等の写しを添付すること。

※構造設計一級建築士は一級建築士、構造設計一級建築士の資格者証両方の写しを添付すること。

⑤主任技術者（電気）の資格及び資格取得後の年数【1点】

主任技術者（電気）の建築設備士 資格取得後の年数	配点	
	保有資格	
	建築設備士 （※設備設計一級建築士資格保有）	建築設備士
13年以上	1点	0.8点
8年以上～13年未満	0.8点	0.64点
5年以上～8年未満	0.5点	0.4点
3年以上～5年未満	0.3点	0.24点
3年未満	0点	0点

※保有する資格の資格者証等の写しを添付すること。

※設備設計一級建築士は建築設備士、設備設計一級建築士の資格者証両方の写しを添付すること。

⑥主任技術者（機械）の資格及び資格取得後の年数【1点】

主任技術者（機械）の建築設備士 資格取得後の年数	配点	
	保有資格	
	建築設備士 （※設備設計一級建築士資格保有）	建築設備士
13年以上	1点	0.8点
8年以上～13年未満	0.8点	0.64点
5年以上～8年未満	0.5点	0.4点
3年以上～5年未満	0.3点	0.24点
3年未満	0点	0点

※保有する資格の資格者証等の写しを添付すること。

※設備設計一級建築士は建築設備士、設備設計一級建築士の資格者証両方の写しを添付すること。

## B-2 配置予定技術者の実績

配置予定技術者の過去の実施設計業務1件の実績を[別表3][別表4][別表5][別表6]により評価する。

### 【評価点の算出方法】

[別表3]の配点×[別表4]の配点に対する乗率×[別表5]の配点に対する乗率×[別表6]の配点に対する乗率にて算出する。(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までとする。)

なお、主任技術者で実績がない場合は、配点に対する乗率を0とする。

### 【実績の条件】

- a. 実績は平成10年4月1日から平成25年3月31日までに実施設計業務を完了したもの  
(設計JVとしての実績は除く。)
- b. 用途：国内の病院における病床200床以上の新築、改築又は増築とする  
(改築、増築の場合は当該部分の病床数が200床以上あること)
- c. 構造：RC造、S造またはSRC造のもの

### 【別表3】各配置予定技術者の配点

配置予定技術者	配点
⑦管理技術者	4点
⑧主任技術者(意匠)	4点
⑨主任技術者(構造)	2点
⑩主任技術者(電気)	2点
⑪主任技術者(機械)	2点

### 【別表4】施設規模

	実績の規模	配点に対する乗率	
		大学病院又は 総合周産期母子医療センター 指定病院	左記以外
実施設計業務 の実績	国内の病院において、病床400床以上の新築、改築又は増築工事の実績がある	1.0	0.5
	国内の病院において、病床300床以上の新築、改築又は増築工事の実績がある	0.6	0.3
	国内の病院において、病床200床以上の新築、改築又は増築工事の実績がある	0.2	0.1

- ※ 病床数について、改築、増築の場合は当該部分の病床数であること。
- ※ 大学病院は、大学設置基準第39条による付属病院とする。医学部、医学科を持つ大学(防衛医科大学校を含む)の病院を対象とし、歯学部、薬学部、健康医療学部等のみの大学の付属病院及び歯学部付属病院、リハビリテーション病院、温泉病院、サナトリウムは除く。
- ※ 総合周産期母子医療センターの実績については、設計実績対象施設が入札参加資格確認申請書提出時までに指定を受けていること。なお、入札参加資格確認結果により、大学病院、総合周産期母子医療センターに該当しないときは[別表4]の左記以外欄の配点とする。
- ※ 実績を記載する場合は、確認ができる書類を添付すること。不足がある場合、配点は0点となる。

[別表 5]設計地域

実績の地域	配点に対する乗率
大阪府内	1.0
大阪府外	0.8

[別表 6]携わった立場

過去の実績での立場 本業務での立場	配点に用いる乗率	
	配置予定管理技術者	各配置予定主任技術者
管理技術者	1.0	1.0
主任技術者	0.8	1.0※
上記以外	0.4	0.8

※過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る